



複製厳禁

許可番号 第 02803080826 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市東区東桜一丁目10番24号

氏 名 株式会社相建
代表取締役 荒賀 剛志

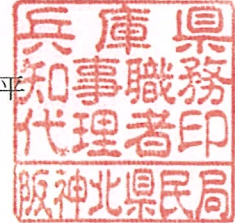
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服部 洋平

許可の年月日 令和6年10月28日

許可の有効年月日 令和13年10月27日



1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

- 燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く）
- 汚泥（水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 廃油
- 廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）
- 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）
- 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
- 鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く）
- がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
- ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く）

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和元年10月28日 新規許可

令和6年10月28日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無